

増毛町子育て支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児の保護者に対し、オムツ代やミルク代などの費用として子育て支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の健やかな成長に寄与することを目的とし、増毛町補助金交付規則（平成23年増毛町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、当該年度12月1日（以下「支給基準日」という。）現在、増毛町の住民基本台帳に登録され、かつ、町内に居住し、次の各号に該当する保護者に対し、支援金を支給する。なお、支給基準日の翌日から翌年3月31日の間に転入してきた者についても支援金を支給することができる。

(1) 当該年度の3月31日までに、満1歳から満4歳に達する乳幼児

(2) 町長が特に認めた乳幼児

2 前項の規定にかかわらず、増毛町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第8号）第4条に規定する特定滞納者は除く。

(支給申請及び決定)

第3条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、増毛町子育て支援金支給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、支援金の支給の可否を決定し、増毛町子育て支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。なお、支援金の支給を決定したときは、口座振込の方法により支援金を支給する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、乳幼児一人につき50,000円とする。

(支援金の返還)

第5条 町長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に該当する場合は、既に支給した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) この要綱に基づく規定に違反したとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

増毛町子育て支援金支給申請書

年 月 日

申請者 住 所
(保護者) 氏 名
電話番号

増毛町子育て支援金支給要綱第3条第1項の規定により申請します。

なお、支援金の支給にあたり、住民基本台帳及び町税等の滞納状況について調査することに同意します。

1 対象となる子

氏 名	生年月日
ふりがな	年 月 日 (歳)
ふりがな	年 月 日 (歳)
ふりがな	年 月 日 (歳)

※1 生年月日欄の()カッコ内には事業年度の3月31日現在の年齢を記入してください。

2 振込を希望する金融機関

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協		本店・支店
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

※ 口座名義人は、申請者のものとする。

※ 以下事務処理欄（申請者は記入しないでください。）

特定滞納者名簿記載の有無	有 ・ 無
--------------	-------

様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

増毛町長

増毛町子育て支援金支給決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった子育て支援金について、増毛町子育て支援金支給要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり支給決定しましたので通知します。

記

支給決定額

円